

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄 殿

原子力規制委員会

放射性廃棄物の廃棄施設のうち、排水貯留ポンド
及び保管廃棄施設・Lの一部使用承認について

令和2年12月9日付け令02原機（科バ）009をもって申請のありました標記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第28条第3項のただし書及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）第3条の4第3号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象施設

放射性廃棄物の廃棄施設
液体廃棄物の廃棄設備
廃液貯槽
排水貯留ポンド
固体廃棄物の廃棄設備
保管廃棄施設
第1保管廃棄施設
保管廃棄施設・I
保管廃棄施設・L

2. 使用の期間

自：令和3年2月22日
至：令和2年12月9日付け令02原機（科バ）009をもって申請した使用前確認申請に係る全ての原子炉等規制法第28条第3項に定められた使用前確認の日

3. 使用の方法

試験研究用等原子炉施設（JRR-3、NSRR、STACY）の運転によって発生した放射性廃棄物を受け入れ処理するため、「排水貯留ポンド」及び「保管廃棄施設・L」を使用する必要があり、一部工事が完了した「排水貯留ポンド」及び「保管廃棄施設・L」を令和2年12月9日付け令02原機（科バ）009をもって申請した使用前確認申請に係る全ての原子炉等規制法第28条第3項に定められた使用前確認の日まで使用する。

なお、使用に当たって原子炉施設保安規定に基づき使用する。